

令和5年度 家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託実施要領

1 目的

本要領は、家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業 務 名 家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務
- (2) 目 的 本業務は、開設後約40年が経過する家族旅行村「安心院」が抱える施設の更新等に係る諸問題を計画的に整備し、利用者の拡大を図るため、家族旅行村「安心院」の施設整備に向けたコンセプトや方針、事業手法、事業スケジュール等について庁内で合意形成を図り、基本構想を策定することを目的とする。
- (3) 業 務 内 容 家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）まで
- (5) 履 行 場 所 家族旅行村「安心院」
- (6) 面 積 約4,450㎡（建築面積）88,378㎡（敷地面積）
- (7) 提案限度額 業務等に要する費用の上限は2,030,600円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 本業務実施上の留意事項

プロポーザルにおける企画提案は、事業者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、策定業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な策定作業については、契約後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、宇佐市と協議のうえ実施するものとする。

4 プロポーザルの種類

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（再認定を受けた者を除く）。
- (3) 契約締結までの間に、本市又は大分県より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに宇佐市の徴収金を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より、業務停止処分または事業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (8) 本業務を的確に遂行する能力と体制を有し、かつ業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (9) プロポーザルに参加する業者は単体企業であること。
- (10) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- (11) 九州管内に本社、支社、支店又は営業所を有し、かつ常駐する業務経験豊富な技術者が複数名配置されており、協議や勉強会の開催等の他、本市の要請により必要に応じて来市することが可能であること。
- (12) 都市計画部門、PPP/PFI 部門、建築部門のうち複数の分野についてバックアップ体制が示されており、分野横断的な対応が可能であること。
- (13) 一般社団法人建設コンサルタント協会に建設コンサルタント部門登録（登録部門：都市計画及び地方計画）がなされていること。
- (14) 過去 5 年間（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までの間）（※以下過去 5 年間）に九州管内において観光・レジャーまたは公園整備に関する検討業務実績が 1 案件以上あること。
- (15) 配置予定管理（主任）技術者及び担当技術者（1 名以上）は、以下のいずれかの資格を有すること。
- ①技術士（総合技術監理部門：建設 - 都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ③一級建築士
 - ④RCM（都市計画及び地方計画）資格を有し、RCM登録証の交付を受けている者
 - ⑤認定都市プランナー
- ※技術士・RCMとは
国土交通省が定めた「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格

登録規程」(平成26年11月28日国土交通省告示第1107号)のうち、都市計画に関するものとする。

- (16) 配置予定管理(主任)技術者及び担当技術者(1名以上)は、過去5年間において、観光レジャーまたは公園の構想・計画等に関する検討業務実績(※)を1案件以上有し、かつ観光レジャーまたは公園整備における官民連携手法に関する検討業務実績(※)を1案件以上有すること。

※検討業務実績については、管理技術者・担当技術者として従事した実績を対象とし、照査技術者は対象としない。

6 日程

番号	項目	日程	備考
1	公募開始	令和5年6月2日(金)	市ホームページ
2	参加表明書等に関する 質問書受付	令和5年6月2日(金)～ 令和5年6月9日(金) ※16時まで	電子メール
3	参加表明書等に関する 質問への回答	令和5年6月13日(火) ※17時まで	市ホームページ
4	参加表明書等の受付	令和5年6月2日(金)～ 令和5年6月15日(木) ※16時まで	持参、郵送
5	資格要件の確認通知	令和5年6月16日(金)	郵送
6	一次審査(書類審査)	令和5年6月19日(月)	
7	一次審査結果通知	令和5年6月20日(火)	市ホームページ 電子メール、郵送
8	企画提案書等の受付	令和5年6月20日(火)～ 令和5年6月27日(火) ※16時まで	持参、郵送
9	二次審査 (企画提案書等及び プレゼンテーション審査)	令和5年7月5日(水)	
10	最終審査結果通知	令和5年7月6日(木)	市ホームページ、 電子メール、郵送
11	契約締結	令和5年7月10日(月) 予定	

※各期日は、状況によって日程を変更する場合がある。

7 質問の受付及び回答

(1) 参加表明書等に関する質問

①提出期限

令和5年6月2日（金）～令和5年6月9日（金）16時まで

②提出方法

下記アドレスに電子メールにて質問すること。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。（土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前9時から16時まで）

宇佐市安心院支所 産業建設課

E-mail：2green04@city.usa.lg.jp 電話：0978-44-1113（内線1320）

③提出様式

電子メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

『家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託に関する質問について』

※質問の詳細は、「質問書」（様式9）に記載し、電子メールに添付すること。

④回答方法

すべての質問に対する回答は、令和5年6月13日（火）17時までに、宇佐市ホームページに随時掲載する。また、質問を行った企業名は公表しない。

8 プロポーザルへの参加について

参加表明者は、以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期限までに提出すること。

(1) 参加表明書等提出書類

番号	提出書類	摘 用
1	参加表明書（様式1）	
2	会社概要書（様式2）	・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写しを添付すること ・納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書。また、宇佐市税の課税がある事業者のみ滞納のない証明書）の写しを添付すること
3	印鑑証明書	・写し可
4	使用印鑑届（様式3）	
5	支店等委任状（様式4）	
6	暴力団排除に関する誓約書	

	兼照会承諾書（様式5）	
7	参加資格審査調書 （様式6-1）	
8	会社の業務実績調書 （様式6-2）	・業務実績内容が分かる契約書、テクリス等の写しを添付すること。
9	業務実施体制表（様式7）	・本業務を担当する者を全て記載すること。
10	配置予定管理（主任）技術者・担当技術者経歴書 （様式8-1、8-2）	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理（主任）技術者（配置予定担当技術者については資格を保有している場合）の5.参加資格要件（15）に関する保有資格を証明する書類（資格者証明書の写し等）を添付すること。なお、記載する実績は最大5件まで記載すること。 ・配置予定管理（主任）技術者（配置予定担当技術者については業務実績がある場合）の5.参加資格要件（16）に関する業務に携わったことが分かる業務履行証明書及び契約書の写しを添付すること。 ・配置予定管理（主任）技術者の参加企業との雇用関係の分かる書類（雇用保険証等の写し）を添付すること。

①提出期限

令和5年6月2日（金）～令和5年6月15日（木）16時まで。

（持参をする場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前9時から16時まで）

②提出部数

1) 参加表明書等提出書類番号1は1部提出すること。

2) 参加表明書等提出書類番号2から番号10は10部提出すること。

※1部：原本 9部：写し可とする

③提出方法及び提出先

1) 提出書類は、A4サイズで提出すること。

2) 参加表明書等提出書類番号2から番号10は、番号順に並べ、各提出書類の次に各提出書類に必要な添付資料を添えて、左上1箇所をホッチキス留めし提出すること。

3) 〒872-0592

大分県宇佐市安心院町下毛2115番地

宇佐市安心院支所 産業建設課 グリーンツーリズム推進係へ持参または郵送（書留郵便又は配達証明のできるものに限る）により提出すること。

④辞退等について

参加表明書等の書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

(2) 企画提案書等提出書類（二次審査参加決定者）

企画提案者は、以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期限までに提出すること。

番号	提出書類	摘 要
1	企画提案書提出届(様式11)	
2	企画提案書「基本構想」	実施方針について (A4版2ページ以内で作成すること) 業務工程について (A4版1ページ以内で作成すること)
3	特定テーマ	テーマ1：基本構想策定の留意点について テーマ2：事業手法及び運営方針の検討方法と事業化の実現性について (それぞれ、A4版2ページ以内で作成すること)
4	提案価格書(様式12)	・積算内訳書を添付すること ・金額には消費税及び地方消費税を含むこと

①提出期限

令和5年6月20日(火)～令和5年6月27日(火)16時まで。

(持参をする場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前9時から16時まで)

②提出部数

1) 企画提案書等提出書類番号1は1部提出すること。

2) 企画提案書等提出書類番号2から番号4は10部提出すること。

※企画提案書等提出書類 番号4は、1部：原本 9部：写し可とする。

③提出方法及び提出先

1) 企画提案書等提出書類番号2から番号4は、番号順に並べ、左上1箇所をホッチキス留めし提出すること。

2) 〒872-0592

大分県宇佐市安心院町下毛2115番地

宇佐市安心院支所 産業建設課 グリーンツーリズム推進係へ持参または郵送(書留郵便又は配達証明のできるものに限る)により提出すること。

④辞退等について

企画提案書等の書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式10)を提出すること。

9 契約候補者の選定方法

本要領、仕様書等に基づき提出された各書類について、以下の方法により『家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託業者選定審査委員会(以下「選定審査会」という。)]で

審査を行い、最優秀者1者を選定する。

(1) 一次審査 書類審査

①実施日

令和5年6月19日(月)

②審査方法

参加表明書等提出書類の番号2～番号10を書類審査し、総合的に判断して上位3者から5者程度を決定する。

③審査結果

一次審査の結果は、令和5年6月20日(火)に、宇佐市ホームページに掲載する。一次審査により選定された参加表明者には電子メールで通知し、あわせて郵送で別途通知する。

(2) 二次審査(企画提案書等及びプレゼンテーションの審査)

一次審査によって選定された参加表明者に対して、「家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託受託候補者選定基準」によりプレゼンテーション審査による選考を行う。

①実施日

令和5年7月5日(水) ※時間等詳細については、後日、別途通知する。

場所：安心院地域複合支所2階 視聴覚室(予定)

②発表時間等

1者準備時間から説明時間20分、及び5分程度の質疑応答時間を設ける。説明は企画提案書に沿った内容とし、追加資料は認めない。

③審査結果

審査結果は、令和5年7月6日(木)17時までに宇佐市ホームページに掲載する。

二次審査の対象者に対し、電子メールで通知し、後日、文書を送付する。

(3) 審査項目

評価項目		評価事項	配点
一次審査評価項目	業務実績及び業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業が過去5年間に受託した業務の実績（件数・内容）で評価する。 ・業務が適切に遂行されるように、実施体制が確保されているか評価する。 ・配置予定管理（主任）技術者・担当技術者（1名）の資格で評価する。 ・配置予定管理（主任）技術者及び担当技術者は、過去5年間において、観光レジャーまたは公園の構想・計画等に関する検討業務実績や観光レジャーまたは公園整備における官民連携手法に関する検討業務実績有することに対し評価する。 <p>※検討業務実績については、管理技術者・担当技術者として従事した実績を対象とし、照査技術者は対象としない。</p>	45
二次審査評価項目	企画提案書の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務のこれまでの経緯と背景、課題、目的が深く理解されており、会社としての強みを活かし、実施方針が明確に示され、かつ成果に繋がるのが可能であるかどうかを評価する。 ・仕様書で示す全ての業務内容が、網羅されていることを評価する。 ・基本構想策定にあたり、受託者側から提案助言する内容が具体的に示されており、またそれらが、宇佐市にとって実現性のある提案であるかを評価する。 ・本業務に官民連携手法を導入するにあたっての支援・検討内容が具体的に示されており、適用が可能と考えられる事業手法に具体性がある場合に評価する。 ・庁内合意形成等、事業化の実現に繋がる提案がある場合に評価する。 	50
	提案価格		5

10 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ①本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- ②提案価格が提案限度額を超過している場合（消費税及び地方消費税含む。）
- ③提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明があった場合
- ④審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合
- ⑤契約締結の日までに、5に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- ⑥その他本実施要領に違反すると認められた場合

1 1 契約

最優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行う。最優秀者との契約が合意にいたらなかった場合は、次に得点の高い選定者と予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

1 2 その他

- ①一次審査、二次審査ともに、審査に対する異議の申立ては受け付けない。
- ②本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- ③提出にかかる書類等については、返却しない。
- ④書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。また、提出した書類に記載した配置予定管理（主任）技術者及び担当技術者は変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を再配置し、かつ宇佐市の了承を得なければならない。
- ⑤提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。
- ⑥電子メール等の不着等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑦本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定審査会と担当部署が協議して決定するものとする。

1 3 担当部署（提出・問合せ先）

〒872-0592

大分県宇佐市安心院町下毛2115番地

宇佐市安心院支所 産業建設課 グリーンツーリズム推進係

電話：0978-44-1113（内線1320）

FAX：0978-44-2270

E-mail：2green04@city.usa.lg.jp

担当：高木、金子、藤本